

No. 57

制 度 名	小美玉市区管理公園等施設整備事業補助金	主管課名	都市整備課
趣旨・目的	区が管理する公園等の適正な管理運営を期するため、公園等の施設整備費用について、その一部を予算の範囲内において補助金を交付します。		
<p>【対象団体等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区単位又は行政区内に設けられた公的団体又はこれに準ずるもの。 <p>【対象事業、補助要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区が管理する公園及び調整池の施設整備費用であって、故意による損壊又は適正な管理を怠ったと判断される損壊によるものでないこと。 ・小美玉市区管理公園等施設整備事業補助金交付要綱によること。 <p>【対象経費、補助限度額等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園等を管理する区が負担する経費のうち、次のいずれかに該当する場合。 ・公園施設を新たに設置する場合か、補修し、又は交換する場合か、移設し、又は撤去する場合か、遊具施設の点検を専門業者に委託して行う場合。 <p>【補助限度額等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額及び限度額の範囲内とする。 ・補助対象経費の各種別の合計額が5万円未満である場合は、補助金を交付しない。 ・計算した補助金の合計額に、1千円未満の端数がある場合は切り捨てる。 ・事業の実施期限は当該年度内とする。 <p>【補助額】</p>			
種別	補助対象経費	限度額	
新設	新たに設置する公園施設の購入費及び設置に要する工事費 又は既存の公園施設の撤去に要する工事費並びに撤去に伴い新設する公園施設の購入費及び設置に要する工事費	1/2 以内の額 ただし 30 万円を限度とする	
補修及び交換	既設公園施設の補修費及び交換費	1/2 以内の額 ただし 30 万円を限度とする	
移設及び撤去	危険防止のために既存の公園施設の移設又は撤去に要する工事費	1/2 以内の額 ただし 15 万円を限度とする	
点検	社団法人日本公園施設業協会認定の公園施設製品整備技士 又は公園施設製品安全管理士を有する者による既設遊具の点検に要する費用	1/2 以内の額 ただし 10 万円を限度とする	
【令和7年度当初予算額】		【補助対象想定数】	
850 千円		各種別毎 1 団体	
<p>【備考】</p> <p>都市施設係 ※予算が不足した場合には次年度に対応させていただく場合があります。</p>			

No. 58

制度名	小美玉市木造住宅耐震診断士派遣委託事業	主管課名	都市整備課
趣旨・目的	小美玉市では地震に強い、安全で安心なまちづくりを推進するため、一定の条件を満たす一戸建て木造住宅を対象に、茨城県木造住宅耐震診断士を派遣する『小美玉市木造住宅耐震診断士派遣委託事業』を実施します。		
<p>【補助対象となる住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅以外の用途の床面積が過半でないもの） ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅。 ・従来軸組工法、桝組壁工法による木造2階建て以下の住宅。 ・延べ床面積が30㎡以上の住宅。 <p>【補助対象者の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる木造住宅を所有し、かつ居住している方。 ・市税の滞納がない方。 <p>【茨城県木造住宅耐震診断士派遣委託料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸あたりの委託料は93,500円となります。そのうち、申込者の負担金は2,000円、残り91,500円については、国費・県費・市費を活用して委託します。 			
区 分	市	受益者負担	その他
木造住宅耐震診断士派遣委託料		2,000円/戸	
【令和7年度当初予算額】 281千円	【補助対象想定数】 3戸		
【備考】 都市計画係			

No. 59

制度名	小美玉市住宅リフォーム補助金	主管課名	都市整備課																										
趣旨・目的	市民の住生活環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的に、市内施工業者を利用した自宅のリフォーム工事費の一部を補助します。																												
<p>【補助対象者の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市内に住所を有する方。 ・工事を行う住宅の所有者であり、その住宅に継続して2年以上居住している方。 ・市税の滞納が無い方。 ・市が実施する他の同様の補助金を受けていない方。 ・過去にこの補助金を受けていない方。 <p>【補助対象となる工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住宅（店舗併用住宅等の場合は住宅部分のみ対象）のリフォーム工事であること。 ・施工業者が市内に事業所等を有する業者であること。 ・対象工事費が10万円（消費税別）以上であること。 ・工事着工前であること。 ・補助金交付決定通知書の交付後に着工すること。 ・申請年度の2月末までに工事が完了し、補助金請求手続きを終えられること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">補助対象工事</th> <th style="width: 50%;">補助対象外工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅の増改築</td> <td>門扉や塀等の外構工事</td> </tr> <tr> <td>床・内壁・天井等の内装工事</td> <td>車庫や物置等の工事</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>太陽光発電設備設置工事</td> </tr> <tr> <td>畳の取替・襖の張替</td> <td>電話・インターネット接続工事</td> </tr> <tr> <td>外壁塗装工事</td> <td>テレビアンテナ設置工事</td> </tr> <tr> <td>浴室・台所・トイレ等の住宅設備工事</td> <td>リフォームを伴わない備品等設置工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補助金額及び限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象工事費（消費税別）の10%（千円未満は切り捨て）。ただし限度額10万円。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">補助金額</th> <th style="width: 30%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小美玉市住宅リフォーム補助金</td> <td>対象工事費（消費税別）の10%</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>【令和7年度当初予算額】</td> <td colspan="2">【補助対象想定数】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,000千円</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">40戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】</p> <p>都市計画係</p>				補助対象工事	補助対象外工事	住宅の増改築	門扉や塀等の外構工事	床・内壁・天井等の内装工事	車庫や物置等の工事	建具工事	太陽光発電設備設置工事	畳の取替・襖の張替	電話・インターネット接続工事	外壁塗装工事	テレビアンテナ設置工事	浴室・台所・トイレ等の住宅設備工事	リフォームを伴わない備品等設置工事	区 分	補助金額	限度額	小美玉市住宅リフォーム補助金	対象工事費（消費税別）の10%	10万円	【令和7年度当初予算額】	【補助対象想定数】		4,000千円	40戸	
補助対象工事	補助対象外工事																												
住宅の増改築	門扉や塀等の外構工事																												
床・内壁・天井等の内装工事	車庫や物置等の工事																												
建具工事	太陽光発電設備設置工事																												
畳の取替・襖の張替	電話・インターネット接続工事																												
外壁塗装工事	テレビアンテナ設置工事																												
浴室・台所・トイレ等の住宅設備工事	リフォームを伴わない備品等設置工事																												
区 分	補助金額	限度額																											
小美玉市住宅リフォーム補助金	対象工事費（消費税別）の10%	10万円																											
【令和7年度当初予算額】	【補助対象想定数】																												
4,000千円	40戸																												

No. 60

制 度 名	小美玉市木造住宅耐震改修工事等補助事業	主管課名	都市整備課
趣旨・目的	地震災害における木造住宅の倒壊等を防止し、市民の生命と財産を守り、災害に強いまちづくりを進めるため、木造住宅の耐震設計から耐震改修（建て替え）工事の費用の一部を補助します。		
<p>【補助対象となる住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅以外の用途の床面積が過半でないもの） ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅。 ・従来軸組工法、桝組壁工法による木造2階建て以下の住宅。 ・茨城県木造住宅耐震診断士が一般診断により耐震診断をした結果、上部構造評点が1.0未満とされたもの。 <p>【補助対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされたもので、耐震設計、耐震改修工事によって上部構造評点を1.0以上とするもの。 ・茨城県木造住宅耐震診断士等が耐震設計を行うものであること。 ・耐震改修工事については、建設業法第2条第3項に規定する建設業者に請け負わせて行うものであること。 ・所有者及びその世帯員が市税の滞納がないこと。 <p>【補助限度額等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修（建て替え）のための設計費又は工事費の80%の額を補助（限度額100万円） <p>【経費負担割合】</p>			
区 分	補助金額	限度額	
・耐震設計から耐震改修（建て替え）工事	補助対象経費の80%	100万円	
【令和7年度当初予算額】 3,000千円	【補助対象想定数】		3戸
<p>【備考】</p> <p>都市計画係</p>			

No. 61

制 度 名	危険ブロック塀等撤去補助事業	主管課名	都市整備課
趣旨・目的	通学路等の地震による被害を未然に防止するため、危険ブロック塀等を撤去するものに対しその撤去工事費の一部を補助します。		
<p>【補助対象となる危険ブロック塀等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会もしくは各学校が指定した通学路又は小美玉市地域防災計画で指定する緊急輸送道路に面するコンクリートブロック造の塀等。 <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路等に面するブロック塀等の所有者が、コンクリートブロック塀の危険部分の全部又は一部の撤去をする工事。 <p>【主な補助要件等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小美玉市の通学路又は小美玉市地域防災計画で指定する緊急輸送道路等に面するものであること。(ただし、通学路については、申請日から過去2年間の期間において指定のあった通学路を含めることができる。) 2. 道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること。 3. 補助金の交付決定のあった日から40日以内に撤去工事の着手ができること。 4. 補助金の交付申請をする年度の1月31日までに撤去工事を完成できること。 5. その他、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱による。 <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大10万円(限度額) ・ただし、補助対象工事費(消費税別)と、撤去部分の延長に1m当たり14,000円を乗じた額を比較し、いずれか低い額を対象経費として算定した上、対象経費に3分の2を乗じた額を補助する。 			
区 分	補助額		その他
危険ブロック塀等撤去補助金	以下のうち、少ない額の2/3 ・補助対象工事費 ・撤去する塀の長さ(m)×14,000円		10万円
【令和7年度当初予算額】 300千円	【補助対象想定数】		3件
【備考】 都市計画係			

No. 62

生 度 名	小美玉市木造住宅除却費補助金	主管課名	都市整備課
趣旨・目的	地震による木造住宅倒壊の危険性を減らすため、小美玉市建築物耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準木造住宅の除却を行う方へこれらに要する経費の一部を補助します。		
<p>【補助対象となる住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て住宅。（併用住宅の場合は、住宅以外の用途の床面積が過半でないもの） ・ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅。 ・ 従来軸組工法、桝組壁工法による木造2階建て以下の住宅。 ・ 茨城県木造住宅耐震診断士が一般診断により耐震診断をした結果、上部構造評点が1.0未満とされたもの。 <p>【補助対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされたもので、耐震設計、耐震改修工事によって上部構造評点を1.0以上とするもの。 ・ 茨城県木造住宅耐震診断士等が耐震設計を行うものであること。 ・ 耐震改修工事については、建設業法第2条第3項に規定する建設業者に請け負わせて行うものであること。 ・ 所有者及びその世帯員が市税の滞納がないこと。 ・ 立地適正化計画に定める居住誘導区域内に存する住宅であること。 <p>【補助限度額等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除却工事費の23%の額を補助（限度額50万円） <p>【経費負担割合】</p>			
区 分	補助金額	限度額	
木造住宅除却費	除却工事費の23%	50万円	
【令和7年度当初予算額】	【補助対象想定数】		
1,500千円			3件
<p>【備考】</p> <p>都市計画係</p>			